

令和 7 年度第 1 回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会 議事録

開催日時：令和 7 年 9 月 1 9 日 1 4 時 0 0 分から 1 5 時 3 0 分

開催場所：市役所 4 階第 1 委員会室

出席委員：佐久間委員・高橋委員・市川委員・岩下委員・水野委員・白濱委員・小竹委員・内田委員・山田委員・藤平委員・河島委員

（渡邊副主幹）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を開催いたします。本日の進行を務めます福祉総合相談課長の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本協議会は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領の規定に基づき、会議を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめ、ご了承ください。

なお、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。次に配付資料の確認をさせていただきます。次第、出席者名簿、資料①第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について、資料②八千代市権利擁護連携支援センター（中核機関）の取組状況について、資料③市民後見人養成研修実施（案）以上となります。

皆様、資料のほうは大丈夫でしょうか。不足がございましたら、お申し出ください。

次に、お手元のマイク的使用方法について説明いたします。発言する際は、お手元のボタンを押して、赤いランプが光りましたら発言をお願いします。別の方がボタンを押すと自動で消えます。会長席のマイクのみ常時点灯している形になります。

次に、今年度は委員の皆様の変更はありませんでしたが、今年 4 月の人事異動により事務局員に変更がありましたので、紹介させていただきます。

福祉総合相談課長の斉藤でございます。

品川でございます。

また、他に長峰という職員がおりますが、後ほど、参加します。

最後に渡邊です。今年度もよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。佐久間会長お願いいたします。

（佐久間会長）

それでは議題にうつらせていただきます。次第に沿ってすすめたいと思います。議題 1 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告について、事務局から報告をお願いします。

(品川主査)

福祉総合相談課の品川です。私のほうから、議題1について報告いたします。お手元の資料①をご覧ください。こちらは厚生労働省の資料を再編したものとなります。

ご存じの方も多いと思いますが、国の動向といたしまして、第2期成年後見制度利用促進基本計画が令和4年度から令和8年度までの計画期間で策定されております。その中で、令和7年3月に中間検証、いわゆる中間報告が行われたことから、その内容についてポイントとなる部分を説明いたします。それにあわせて、本市の現状として話せるところを加えながら、15分程度説明させていただければと思います。

あくまでも、中間検証であり、全体的に、このような方向で考えているといったもので、最終的には令和8年度に取りまとめられて方向性が示されると考えていただければと思います。

まず、右下に2と書いてあるページをご覧ください。

(1) 成年後見制度の見直しに向けた検討ということで、法制審議会というもので制度の骨組みをどのようにしていくのが審議されています。この部分については、のちほど説明します。

(2) 総合的な権利擁護支援施策の充実という項目ですが、これは成年後見制度以外の権利擁護施策を充実させていこうというものになります。

丸ポチの一つ目の日常生活自立支援事業の抜本的な強化ということで、実際に八千代市でも日常生活自立支援事業の待機者が多くなっております。報告書でも、地域によって同事業の待機者が生じていることや成年後見制度への移行に課題があること、日常生活自立支援事業の実施主体が市ではないことで成年後見との連携に支障が生じていることが挙げられております。今後、日常生活自立支援事業の在り方の見直しや拡充についても検討する必要があると示されていることから、なにかしらの動きがあるものと考えられます。

丸ポチの2つ目から4つ目については、意思決定支援の在り方についての検討や第三者支援の理解促進ということになります。介護サービス事業所など多様な主体によって簡易な金銭管理であったり、入院・入所手続支援等の生活支援サービスが提供される仕組みについて、令和4年度から複数の自治体でモデル事業を実施しており、検証しているところです。この中で、身寄りのない方の生活課題なども交えて議論されているところですが、モデル事業を通して、なかなか金融機関の理解や協力が得られないことや、支援団体の立ち位置が不明確なことも課題として出ているようです。意思決定支援と財産管理の両立をどのように進めていくのかを今後、議論をすすめていくと示されています。

次に、成年後見制度の運用改善ということで、4つの課題が挙げられています。まず一つ目が(1)本人の特性に応じた意思決定支援の浸透ということで、高齢分野でも障害分野でも、意思決定支援ガイドラインが示されていて、医療や金融機関など様々なところにも周知を図っています。一方で、中間評価では、意思決定支援の浸透に向けた研修が十分で出来ていないのではないかとされています。基本的には県が音頭をとることになっているもので、そ

れを充実させていきたいと思います。

2つ目として、(2)の適切な後見人等の選任・交代の促進があります。本市においては、中核機関の設置に伴い、この後、連携支援センターからの報告でもありますが、受任者調整を含めたケース検討会の開催やチーム支援といった取組を始めたところです。これまでは、後見人の交代ということはあまり想定されていなかった状況ですが、市民後見人の活躍も期待されているところであり、本人の状況の変化等を踏まえた後見人等の柔軟な交代を可能とする方向で動いている感じです。そのためにはケース検討会やチーム支援が適切に機能していくことが求められています。

また、後見人の方に対する苦情があった場合の対応についても、中核機関だけでは受け止めきれないこともあることから、その対応スキームの構築も求められているところです。実際に、連携支援センターに相談があった場合には、裁判所や各団体に相談するように案内する形に留まっている状況です。

次は、皆さんにも関係する部分となりますが、適切な報酬の算定と報酬助成に関することになります。報酬に関しては、今は本人の収入・資力に着目されているため、報酬を得られないことが生じていたりします。また、報酬助成に関していえば、市町村ごとに要綱を定めるものとなっており、対象者や収入要件、資産要件が異なる状況です。国からも、報酬助成の対象拡大をすすめる通知があるものの、介護保険の居住地特例のような決まりはありません。例えば、当市のように入院設備のある精神科病院が多くて長期の入院患者がいる場合、安易に対象を拡大することが難しい状況です。

報酬算定の在り方であったり、報酬助成に対する国の財政支援、対象者や助成額の基準を示すといった意見を踏まえた検討が進められています。

3つ目として、(3)不正防止の徹底と利用しやすさの調和についてですが、後見に関する不正発生件数や被害額については、平成26年をピークに大幅に減少し、近年は年100件台後半で推移しているとのことです。各裁判所で監督人の選任や後見制度支援信託等の利用指示等、不正防止に向けた取組を行っており、これを継続的に行う方向が示されています。一方で、専門職による不正は増加傾向にあると示されており、専門職団体による不正防止の取組や研修、被害者補償の仕組みづくりが求められています。

最後の4つ目として、(4)各種手続における後見事務の円滑化についてになります。後見制度を利用した方が、金融機関や行政の窓口などで不適切な対応をされる事象が生じていることから、理解の促進をすすめていきたいと思います。

次の右下3と書いてある報告書のポイント②にうつります。

3. 権利擁護のネットワークづくりについてになります。市町村でのネットワークづくりや県によるネットワークづくりの主導といったことが挙げられています。

本市においては、このネットワーク推進協議会がその核となる位置づけで設置しています。また、県では家庭裁判所の管轄ごとに市や社協を招集した意見交換会を実施しています。実際に、この協議会を含む中核機関の設置にあたっては、佐久間先生にも間に入ってもらっ

て、千葉市や市原市の取組を参考にさせてもらった経緯があります。

国としては、この中核機関を中心としたネットワークを図っていくこととともに、現在、曖昧となっている中核機関の位置づけ、役割、名称の検討をすすめていくこととしています。また、ネットワーク間での個人情報の取扱いや市町村への財政支援なども検討項目にあがっていたり、行政と家庭裁判所がより連携を図れる仕組みづくりが求められています。

最後の4. 優先して取り組む事項については、計画策定時に5つ挙げられており、一つ目が任意後見の利用促進とされています。任意後見契約締結の登記の件数は、令和5年が全国で約16,000件で増加傾向にあるところ、任意後見制度の利用者数については令和5年12月時点では約2800人で大幅な増加にはつながっていないとのことです。また、適切な時期に任意後見監督人が選任されていなかったりするため、任意後見自体の在り方についての意見が委員からは出されていて、見直しについても検討がされるかと思われます。

(2)担い手の確保という部分においては、市民後見人の養成に関することが挙げられています。今日の議題でも本市の市民後見人養成に関することを挙げさせてもらっています。

国の中間評価では市民後見人養成研修修了者は増加しているものの、選任に至らないことが課題に挙げられています。当市では、家庭裁判所との連携を密にし、ひとりひとりをしっかりと育てる体制をとっているため、研修修了者で受任を希望する市民の方には、活躍の場を提供できています。一方で、養成に対する負担も大きいことや受講者の高齢化などの課題を感じているところです。本市では県の動向もみながら養成をすすめていく予定です。

また、国は法人後見の担い手の養成もすすめていく方向を示しています。実際に全国では法人後見の団体は増加傾向にあります。これらの担い手の確保については、県で担い手養成の方針策定を示すことになっていますが、千葉県はまだ示されていない状況です。この点も県の動向をみながらすすめていくところになります。その他、専門職後見人の担い手確保や親族後見人への支援もすすめていくことが示されています。

(3)市長申立の適切な実施と利用支援事業の推進になります。市長申立が適切に実施していくことが求められており、県でも毎年、佐久間先生が講師で、市長申立の研修が開催されています。本市では、福祉総合相談課が市長申立の担当課であり、高齢、障害の分野を問わずに行なっており、件数も増加傾向にあります。また、連携支援センターが設置されるまでは、担当者を中心に市長申立の可否を判断していましたが、昨年度より、ケース検討会に諮ることでより精度の高いレベルで行えているかと思われます。また、報酬助成に関しては、高齢者と障害者で財源が異なるため、その見直しを含めた対応を検討する必要があると示されましたので、動向を注視していきたいと思います。

(4)(5)については、本市でも今年3月に策定した市町村計画の策定に関することであったり、県の支援体制の機能強化に関することが報告されているといったところです。

これらが今回の中間報告のポイントとなる点で、市で今すぐ、どうこうといったものではありませんが、かなり大きな話にはなっていますので、関係する皆さんには押さえておいてもらえればと思っています。

次のスライド右下4になりますが、その中でも、成年後見制度の骨組み、抜本的な変更が議論されているものでして、法務省のほうで、示されたものになります。

簡単にいうと、成年後見制度を使いやすくしていく必要があり、いくつかの課題がありますというものです。

赤字になっていますが、制度を利用したら途中で辞められない、必要以上に権利を制限される、後見人の交代ができず、本人の状況やニーズにあった保護が受けられない、任意後見が適切な時期に監督人の選任申立がされないといったことが挙げられました。

そうした中、次のスライドになりますが、後見の開始の要件や後見人の交代、任意後見の監督開始の申立てに関して、複数の案が示されました。

今年の6月に中間試案がまとめられていて、それぞれの項目ごとに、2～3つの案が出されて、それに対するパブリックコメントが先月まで行なわれています。

次の6のスライドになりますが、例えば、法定後見の3類型を維持するのか、それとも別の形の類型を設けるのかであったり、法定後見終了を判断能力が回復してなくても保護する必要がなくなった時にするなど出ています。後見の期間も更新する案が出ていたりもします。

その次の7のスライドでは、後見人の交代や解任も、現行法で認められている不正等以外の場合の要件を設ける案や任意後見の申立権をあらかじめ定めておくことができるといった案、後見人報酬も資力だけではなくて後見人が行なった事務内容も考慮されるものが挙げられています。

以上が、国の成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告の概要となります。私どものほうでも、まだ内容を読み込んだ段階でして、これに対する質問等については答えられる状況ではないので、報告という形になります。

佐久間先生を始め、委員の皆様のほうで、もう少し具体的に内容であったり、補足などありましたら、共有していただけると助かります。

事務局からの報告は以上になります。

(佐久間会長)

ありがとうございます。国で作成している報告なのですが、感想や意見などがあれば、ご発言をお願いします。

まだ中間報告ということですが、大きいのは、法律の改正、後見制度自体が変わる可能性があるということで、8月にパブリックコメントが終わって意見をまとめているところになります。来年度に改正案が出来て、再来年度に国会審議という流れになるらしいので、2、3年後には制度が変わっている可能性があります。まだ、案が3つ出てきていたりして、わからないのですが、何かが変わるのでしょうかから、その辺を注視していただくといいのかなと思います。支援の仕方が変わる可能性もありますので。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題2、八千代市権利擁護連携支援センターの実績等の報告について、権利擁護連携支援センターから説明をお願いします。

(山口副センター長)

八千代市権利擁護連携支援センター山口です。よろしくお願いします。センターの取組状況について、資料②に沿って、ご報告させていただきます。

まず、「1」の新規相談状況についてですが、昨年度の第2回協議会では、令和6年11月末までの状況を、ご報告をさせていただきましたが、今回は令和6年度と今年度の7月末までの状況についてご報告させていただきます。

相談件数は、昨年度が合計110件で、今年度は、すでに52件となっております。また、資料には載せておりませんが、センターの前身である後見支援センターの令和5年度の相談実績が83件でしたので、年々、増えてきております。

センターの相談窓口は、二次相談窓口へと役割が変わりましたが、関係機関からの相談数は、昨年度が58件で全体の53%、7月末時点では30件で58%と、わずかに増えているかなという状況です。関係機関の内訳は、資料の通りです。

相談内容につきましては、やはり後見制度に関する相談が多いですが、後見制度を知りたいという相談よりも、制度を利用したいという相談が多いようです。これは、相談者が本人や家族、関係機関であっても同じ傾向です。しかし、実際に相談対応してみると、まだ必要ではない、まだ親族等で対応できることがある等の理由で、制度利用には至らないということが多いです。

これは表の右端になる「申立てに至った案件」の数にも表れているかと思います。しかし、今年度はすでに、作成支援により申立てに至った案件が、4件になっています。また、まだ申立てには至っていませんが、現在、市長申立て相談に繋がっているのが4件、委任契約になっているのが1件ありますので、今後、申立てが増えるのではないかと考えられます。また、集計はしていませんが、相談対応後に、自力で申立てまで至った方もおりますので、実際にはもう少し多いかと思います。いずれにしても、センターとしましては、申立て件数を増やすということではなく、本人の意向と制度利用の必要性という点に留意し対応を行っております。

次に、「2」の権利擁護支援ケース検討会についてですが、昨年の7月から奇数月に実施しております。事案対象は市長申立と支援者支援の取組として困難事案を対象としていますが、資料のとおり、市長申立ての案件が多くなっております。

検討会で相談している事案の例としまして一例をご紹介させていただくと、例えば、無免許で物損事故を起こした単身高齢者の方を支援機関とともに対応した例がございます。この方は、事故後、警察に捕まりましたが、判断能力の状態から不起訴となり帰宅しました。本人は支援機関に対し、「一人で生活できる、迷惑はかけない、放っておいてくれ」といい、支援を拒否していましたが、実際には気候に合った服装や室温管理ができないなど、単身生

活は厳しい状況でした。また、「車があれば乗ってしまう」という発言もあり、支援機関は警察から車の引き取りや処分などの対応を求められていましたが、どのように対応していくか困っておりました。

そのため、ケース検討会へ繋ぎ、検討会でご意見をいただきました。そして、支援方針として、車については、警察にお願いすることとし、支援機関は、まずは本人との関係性を築き、必要時には介入できるようにしていくこと、その中で、介護サービスや成年後見制度の利用に繋がれるよう、継続的に関わるようにしておくことが大切ではないかとの助言がありました。

このように、警察や本人への対応など、一つの機関だけで判断することに難しさがありましたが、検討会の活用によって、法的な見解も含めた助言が得られ、支援方針の整理をすることもできました。相談者からは、複雑は相談については、ケース検討会の活用が重要であるとの感想が聞かれました。

現在、困難事案の件数は少ないですが、この検討会は、日頃から権利擁護支援に取り組まれている専門職や行政職員の方から、今後の支援に関する貴重なアドバイスをいただける機会となっておりますので、福祉や医療関係者の皆様に活用していただけるよう、今一度、広報に力を入れていきたいと思っております。

実績に戻りますが、令和6年度実績の11月、1月、3月のカッコの数字は、9月に検討した1ケースについて引き続き検討したものとなります。前回の協議会でも少し触れましたが、このケースは入院先の病院から、親族による身上保護が期待できないということで市長申立ての相談があった案件で、その後の経過に沿って、委員の皆様から申立ての必要性や後見人に期待される役割等についてご意見をいただきました。

検討会を経た市長申立事案については、市の担当者が、検討会の意見を付して申立を行っております。連携支援センターは法人後見事業も受託しておりますので、市民後見人へリレーできそうなケースや、日常生活自立支援事業の利用者について、候補者にあがる場合があります。また、まだ事案としてはありませんが、報酬助成の利用が期待できず報酬が得られないケースについても、当会の候補要件になっております。

検討会で、当会が候補となったケースは、昨年度から本年7月までで、合計4件ありました。これは、社会福祉士又は法人後見と意見が付されたものも含んでおります。4件中2件を受任し、1件は社会福祉士、1件は、1月の事案でしたが、まだ結果がでていません。

次に「3」の研修会等の状況ですが、昨年度は、団体や関係機関からの依頼を受けて行うだけでなく、センターから研修会の開催を打診し実施させていただくこともありました。こちらに関しては、当会の地域担当者C S Wの協力も得ております。また、福祉センター内とはなりますが、初めて、出張相談というかたちで、センターに来所する方々に声をかけ後見制度に関するアンケートや相談対応を行いました。

今年度の8月までの状況は表のとおりです。すでに、昨年、センターが開所されたことで顔の見える関係ができ団体さんから、お声をかけていただいております。

しかし、昨年度の第 1 回の推進協議会で、病院職員や介護事業者等への広報啓発も必要ではないかのご意見を頂戴していましたが、まだ実施できておりません。この場をお借りする形にはなりますが、委員の皆様からのご協力をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、「4」の市民後見人養成研修の取組についてです。昨年度、今年度ともに養成研修の実施はありませんので、修了生等の数字に変更はありません。

今後の取組については、次第の「3」になりますので、この場では割愛します。

次に、「5」の法人後見の受任状況です。当会は平成 27 年から法人後見に取り組んでおりまして、受任総数は 33 件となります。監督人の受任は、市民後見人へのリレー開始からになりますので、令和 4 年からとなります。市民後見人へのリレーというのは、当会が受任したケースを市民後見人へ渡していくことで、当会が後見人を辞任し市民後見人が選任され、当会は監督人として選任される形です。これまでリレーは 5 件ありましたが、被後見人が 2 名逝去されまして、1 件は、財産の引継ぎに難航しており、まだ引継ぎができていませんので、監督件数は 4 件となります。

終結した市民後見人の方には、新たな後見リレーに向け、後見支援員として活動していただいております。また、2 期の修了生から 1 名の方がリレーを予定しておりまして、早ければ 11 月のケース検討会に 2 事案を上程する予定です。

また、これまで市民後見マニュアルがありませんでしたが、昨年度、資料編を含めた市民後見マニュアルを作成しました。今後は、このマニュアルを活用し、市民後見人のサポートを行っていきたいと思っております。

先ほど、財産の引継ぎに難航しているということを申し上げましたが、こちらは本人死亡から 1 年が経過しておりまして、現在、市民後見人さんが相続財産清算人の選任申立てを行う準備を進めています。申立てにかかる費用は、家裁で定めた印紙や郵便切手代のほか、戸籍等の取得費用や官報広告料があり、これらは申立人の負担となります。清算人選任後、清算人から負担した費用が払われることもあるようですが、決まっているわけではなく、また、申立ては無報酬で行うことになり、本人死亡後も、市民後見人が長期間にわたって財産を保管することになりますので、今後、市民後見人の活動を広めていくためには、何らかの対策が必要ではないかと感じています。

次に「6」のネットワークの構築ですが、実施状況は資料のとおりです。昨年度は、センターが設置されましたので、各関係機関の会議に参加させていただき、ご挨拶とセンターの役割等について説明させていただきました。また、市内や近隣市の病院への挨拶や資料の送付をさせていただきました。今年度につきましても、市内の特養 11 所、市内の精神病院 4 院、総合病院 3 院にご挨拶に伺わせていただいております。

また、昨年度から参加させていただいている権利擁護業務会議には、今年度も引き続き参加させていただいております。これまでも包括さんからご相談いただくことはありましたが、この会議に参加したことで、相談や連携がしやすくなったと感じております。

今年度から、新たな支援者支援の取組として、「支援者の権利擁護弁護士相談」を、千葉県弁護士会様のご協力を得て実施する運びとなりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。この開催にこぎつけたのも、中核機関の設置にむけ、弁護士会さんとの新たな繋がりができたこと、そして、連携支援センターの開所に至ったことによります。

弁護士相談は奇数月（訂正：偶数月）に1回、1日3枠で実施しております。すでに4月、6月、8月と行い、8月だけは1件の予約となりました。

相談にはどのようなものがあるかといいますと、例えば、本人が知人から、過去の借金について返済を求められ、本人は返済を希望しているが、負債の内容や金額が不確かである。生活費に余裕はなく、過去にも同様のことがあり完済はしたが、今後、どのように対応したらよいか、後見制度の利用も含め相談したいといった相談や、本人が将来のために後見制度の利用を希望しているが、本人に関わる支援者間で意見が異なり、申立て手続きが進まず困っているなどの相談がありました。

最初の例では、先生から返済は不要だが、本人の対応によっては義務が発生してしまうので注意するように等のご助言をいただきまして、支援者間で、その内容を共有し、本人にも返済の必要性はないこと等を説明いたしました。また、2例目では、先生から、申立てに難を示している支援者が本人視点に立っているか否か、本人の権利擁護のためには制度利用が必要か否かという点についてご助言をいただきまして、その内容を支援者間で共有し、無事、協力して申立て手続きを進めることができました。

このように、この弁護士相談では、相談者が、その悩みに対して、先生とのやり取りの中で課題が整理され、その助言から対応への糸口をつかめる機会となっておりますので、支援者の皆様には、ぜひご利用いただきたいと思っております。

少し、弁護士相談のことが長くなってしまいましたが、連携支援センターは、支援者からの相談を受け、支援が適切に実施できるようコーディネートする役割がありますので、支援者支援として、ケース検討会や弁護士相談を実施しております。また、支援チームの構築という役割もありますので、チーム会議に参加したり、申立て支援に関わったりしたケースについては、後見人等の選任後のチーム会議には参加しております。今後も、広く多くの関係機関とつながり、支援者の課題に対応できるよう尽力していきたいと思っております。

次に「7」の日常生活自立支援事業についてですが、内容は資料のとおりですので説明は割愛します。説明は以上です。

（佐久間会長）

ありがとうございます。今の説明に対しまして、ご質問や意見がありましたらお願いいたします。

（内田副会長）

成年後見なのはなの内田です。いつもお世話になっております。社協の方で、法人後見を

やられているということで、何人ぐらいの職員でやられているのかを教えてください。

（山口副センター長）

連携支援センターの職員は3名ですが、基本的には法人後見担当が1名です。ただし、1名では難しいこともありますので、3人で協力して行っているという状況でございます。

（内田副会長）

中核機関のいろんなコーディネート的な仕事に関わる方は何名くらいですか。

（山口副センター長）

3名のうち1名が法人後見を担当し、2名がセンター業務に主に従事という形になっております。

（佐久間会長）

他にありますか。

（水野委員）

近隣医療機関連携協議会の水野と申します。よろしくお願いします。

7番の日常生活自立支援事業ですが、令和6年度から職員の数が減っていらっしゃるように見受けるのですけれども、これは何か理由はありますでしょうか。

（河島委員）

まず、専門員は正職員1名だけなのですね。後の職員については非常勤になります。ただ、年齢や体調とかいうことで、ご家庭の事情を含めて、非常勤の方が1名お辞めになりました。そもそも、この事業自体がなかなか収支バランス的に厳しいものとなります。

県社協からの委託事業になりますが、この中でウエイトとしては人件費が大きくなりますので、パートを採用するのなかなか難しく、やむを得ず、減ってしまったというのが、現状です。

（水野委員）

人数が減ったってわけではなくて、その人件費の影響で削らざるをえなかったということでしょうか。

（河島委員）

実際に、そうですね。人件費も最低賃金があがってしまっていて、利用者へのサービス提供料に、どうしても転嫁せざるを得ない状況になります。実際、生活保護の方からは利用料をい

ただいていない中で、県の委託費との収支のバランスをどうしても見ざるをえなくなって、おそらく、千葉県下でもかなり金額的には利用料については高いと思われます。

他の市町村についても、上昇傾向にあるのですが、先ほど福祉総合相談課からの説明の中にも、日常生活自立支援事業の抜本的な見直しということもありましたが、期待されるところは大きくなっているのだからというふうに感じます。ただ、1つの事業でみると、県内で全体的に見るとかなり赤字を抱えていて、実際に最低賃金の引き上げもあり、大きく経費が膨れ上がってきているところに対する委託費の補填がないという状況もあります。

(岩下委員)

認知症疾患医療センターの岩下と申します。

日常生活自立支援事業の利用者数が令和6年の11月から減っていると思うのですが、これは、本人が亡くなられたとか、辞退されたとか、そういう理由もあるのかなと思うのですが、後見制度に引き継いだ件数は何件ぐらいあったのか、教えていただきたいのですが。

(山口副センター長)

後見の方に引き継いだ件数の資料が手元にないのですが、数件はあったかと思えます。

解約に至っているのは、施設に入所したとかの理由から、施設管理になったということであったり、一人暮らしが難しくなったという状況で親族が自分たちで見ますというふうになったりしています。または、ご本人が亡くなられて解約に至ることもあります。自分でも、管理できるからやめますっていう方は、いるかいないかぐらいの数であるかと思えます。

(岩下委員)

ありがとうございます。なぜ、これが気になったかというと、うちの病院の方にも、入院依頼や、このケースどうしようかといった相談があった場合に、日常生活自立支援事業を使われている方はいらっしゃいます。精神科病院の閉鎖病棟に入院するような状態像の方の日常生活自立支援事業の同意について、すごく悩ましく感じるケースがあります。

日常生活自立支援事業の人員も少なく、大変だとの話もあったので、こういったケースを後見制度に引き継いでいくのか、みたいなのが見えてらっしゃるのであれば、教えていただけたらと思います。

こちら、受診や入院の際に相談を受けていく中で、後見制度を促したほうがいいのか、本人の自己決定として、今の契約が成り立っていると感じてらっしゃるのであれば、その部分を急に医療の部分でカットしてしまうのはいかがなものかと、悩ましく感じる部分があります。

どういうケースであれば、後見制度に流していくかみたいな何か目安というか、指標みた

いなものがあれば、教えていただけると嬉しいなと思います。

(河島委員)

そうですね。制度上は本人がしっかりと判断できた上でのサービス提供となるので、もちろん、それを前提に支援をしています。ご本人が理解していることを前提にですね。ただ、実際に、生活支援員からの報告で、もう明らかにその方は少しあやしいというか、要は生活支援員の方が、段取りよく、「これこれをこうですよ」といった風に促していくと、「そうそう」と話を合わせてしまう方もいるので、本当の意味でご本人が理解しているのかがあやしいなっていうのも、専門員も感じている方はいます。

通常だと大体年 1 回ガイドラインで意思決定がきちんと出来ているのかという確認をしています。病院において、そういった方がいて、もし疑問を感じたときには、連携支援センターの方に、ご相談いただいていいと思います。

先ほどの事業報告にもありましたけど、各病院を回らせていただいたときにも、お話しさせてもらいましたが、その方に携わっている全ての方が、その方の意思決定に疑問を感じたときには、連携支援センターの方にご連絡いただいて、相談をいただいたほうがいいのかなと思います。

こうだろう、ああだろうといったことを個人の判断ではなく、複数人で関わって、利用者の状態像を確認する必要があるかと思います。

(佐久間会長)

ありがとうございます。私は千葉県の契約締結審査会のほうもやっているのですが、基本は、日常生活自立支援事業は契約なので、本人がそれを理解できるかどうかになります。それは、日常会話ができるとかではなく、自分が何を頼んでいるかわかるかどうかと、いうのがひとつになります。それが出来れば、日常生活自立支援事業ですし、それすら理解ができないのであれば、基本は後見制度というのが大きな分かれ目かと思います。

後は、具体的な状況の中で、どこまで整理が必要であるか、後見制度以外の部分でなにがあったらよいかなど総合的に判断した上で、どちらがいいかというのを最終的に選ぶ形なのか。例えば、先ほどおっしゃっていたように、1人2人で判断するのは難しいので、連携支援センターに相談してもらって、なにが本人にとっていいのか、制度で使える、使えないというのを相談機関に相談していただければいいかと思います。

他になにかありますか。

(河島委員)

先ほど、山口の報告の中で訂正がございました。弁護士相談の開催月につきまして、奇数月とお伝えしましたが、偶数月でしたので、訂正いたします。

また、前回の協議会でもお伝えしましたが、社会福祉協議会でラジオ番組を持っていまし

て、今年に関しては11月から第3火曜日を相談支援課の権利擁護係が担当することになりました。これまでに、ご出演いただいた方もいらっしゃると思いますが、今後、こういった広報を続けていきたいと思います。委員の皆さんにもぜひ、ご出演いただければと思います。

（佐久間会長）

支援機関という立場で、今日の報告も含めて、地域包括支援センターの山田委員からご意見はありますでしょうか。

（山田委員）

地域包括支援センターの山田です。よろしくお願いいたします。

先ほど、水野委員からもお話しのあった日常生活自立支援事業と後見制度のつなぎ方について、佐久間会長からも話のあったとおり、本人にとって本当に何が一番適切な制度なのかということを考えて、制度を選択していくというのが一番かと思います。

明らかに後見制度が必要という方が、ずっと日常生活自立支援事業に留まったままになっているのはどうかなと思いますので、その辺りがスムーズに移行できるよう改善していただけるとよいかなと思います。日常生活自立支援事業の待機の方もかなり多く、その間に苦労しているのが、包括であったり、ケアマネジャーであったりするかと思いますので、そういった部分では、このあたりを期待したいなと思います。

あと、ケース検討会というのが、どういったところから相談が入って、どういう基準でケースが選定されて、どういうメンバーで話し合っているということが、書面で説明を受けたことはありますが、少し見えにくい部分があったりするので、今後、そういった事例を教えてくださいと相談件数などは上がっていくのではないかと思います。

（山口副センター長）

ありがとうございます。また書面以外で、事例も含めて、どういったケースが上がってきて、どういうふうな形で上げているのかっていうところはご説明していきたいと思います。

（佐久間会長）

まさに、日常生活自立支援事業から後見制度への移行については、一部でやっているところもありますが、やはり市長申立に頼らざるをえないことも多いので、その辺は市の方でも迅速に対応していただけると移行もスムーズにいけるかなと思います。

その辺をうまく連携していけるといいかなと思います。白濱委員、どうですか。

（白濱委員）

私は介護サービス事業者協議会の代表としては参加していますが、ケアマネネットワークの会長もしているので、ケアマネジャーの立場からお話しさせていただきます。

日常生活自立支援事業のところについて、皆さんの耳にも入っていると思いますが、ケアマネジャーのシャドーワークについても、いろいろ話がありまして、本来の介護保険の業務、ケアマネジャーが課せられている業務ではないところに対して、やらざるをえない状況になっています。シャドーワークになっているケアマネが本来やるものではないということの中に、金銭管理みたいなところが出てきて、大体どこの市町村も作っているものを見ても、それは日常生活自立支援事業等を活用しようとなっていると思うのです。

最近、横浜市のケアマネ協議会でも、そのようなことをホームページに載せたりとかしている関係で、いろんなケアマネジャーが日常生活自立支援事業を使おうという話になって、提案するのですが、現実的には6ヶ月7ヶ月使えないっていうところなんです。それが、「書いてあったとしても使えない。絵にかいた餅ではないか。」とケアマネジャーからのクレームとして出てきています。ただ、先ほどお話しを伺って、現実としてはそうならざるを得ない人材の部分や報酬の部分とかを解決しないといけないというところがあって、一緒に考えていかなきゃいけないと。今までは文句を言う側、言われる側となっていたところを、お互いに理解できるような場をケアマネネットワークや事業者協議会で、連携支援センターとも協力してまず作っていかないと、相互理解はなかなか難しいのかなと感じています。

介護保険法の中で、先ほど事例にもあった介護サービスを拒否する方についても、その信頼関係を作るところからという部分では、その辺りからケアマネジャーも関わっていければいいのではないかなと思ってはいるのです。昔からそう思うのですけど、ただ、ケアマネの報酬の考え方が給付管理ありきになっていて、相談援助だけでは無報酬となってしまうことからなかなか関わりが持てない。また、そういった方は介護サービスの利用を拒否されてしまい、1割の自己負担も払えないってなると、介護サービス事業者も撤退していつてしまう。ケアマネジャーも報酬がないから、相談になかなかのれないとなってしまうんです。

介護保険法の改正の中でその報酬について、たまに話は出ていますが、結果として給付管理以外のところでも報酬が出るようにしようみたいな話にはなっていません。

そういったところのケアマネジャーとして関われるところ、報酬とは関係ないところでどうやって関わっていくことを、ケアマネネットワークや事業者協議会とも、話をしながらすすめていくと。八千代市のキャッチフレーズとして出されている「ほどよし やちよし」といった、程よくいろんなところが協力してやれるようには、どういうふうに持っていけたらいいのかなあと感じました。意見ではなく、感想になりますが。

(佐久間会長)

ありがとうございます。なかなか、悩ましいですね。

日常生活自立支援事業がすぐ使えないってというのは、他の自治体でも生じているところ、その間の繋ぎはどうするのかと。とりあえず、目の前の人を助けるしかないからと、まずケアマネがという話はよく聞きます。本当はよくない状態になっていて、みんな、わかっているのだけれども、現状としてどうしようもないと。

先ほども話がありましたが、身寄りのない人に対して他の制度とかも考えていて、その辺も含めて、解決していかないといけないかなと。ただ、いろいろな事情はありますが、日常生活自立支援事業は頑張っていたきたいなというのが、委員の皆さんの期待だと思います。

小竹委員，他になにかありますか。

(小竹委員)

自立支援協議会の立場ではなく、相談支援員としての立場での話になるのですが、B-1の療育手帳をお持ちの50代ぐらいの方がいまして、ご両親も80代で身体障害者手帳を持っていて、要介護状態の方がいます。その方に、成年後見制度の話はするのですが、必要性は多分理解されてと思うのですが、ご両親の少ない後見の知識から、話をしていくと「お金をとられる」「印鑑を持っていかれる」といった方向になってしまいます。継続的に関わっている中で、ストレスがある時に、急にどんときた時にどうしようかっていうのは非常に困るので、会うたびに話はしているのですが、今ではないといった意識はもっているのに、常日頃からどういう形で、どう説明していったら、どう利用していければ、親も子も有効に使えるのかなという悩みがあります。

(佐久間会長)

ありがとうございます。いわゆる8050問題というものです。どの段階で、制度利用がいいのか、もしくは後見制度以外になにかいいのがあるかも含めて、センターに相談をして、活用していただければいいのかなと思います。

それでは、次の議題にうつります。議題3 市民後見人養成について、権利擁護連携支援センターから説明をお願いします。

(本吉主事)

権利擁護連携支援センターの本吉です。次に市民後見人養成講座実施案について、目的、内容、そして今後の展望を含めてご説明いたします。

まず、本講座の実施目的についてです。本講座は、判断能力が不十分な方々を支える市民後見人を養成することを目的としています。地域住民が後見人として活動できるよう、制度の理解と実践的な知識を身につける機会を提供するものです。高齢化が進む中、地域で支え合う仕組みの一環として、非常に重要な取り組みと位置づけています。

市民後見人の養成の流れについては、資料中の図にあります通り、1期の研修につき、3年間かけて学んでいただくカリキュラムとなっております。1年目では座学が中心の基礎研修、2年目は福祉施設等での実務研修実施した後、後見支援員として当会の法人後見業務に携わっていただきます。3年目は、市民後見人となることを希望された方を対象に、市民後見人台帳への登録を経て、市民後見人としての受任に向けて、後見支援員として、実際に

お任せするケースの支援に取り組んでいただきます。以上の３年間を経て、受任の手続きが完了すると、市民後見人としての活動が開始されます。

市民後見人養成の現状は、第１期、第２期の養成研修を終え、これまでに合計で５名の市民後見人が誕生しており、現在は４名が活動しております。また、５名の後見支援員が活動中で、うち２名が市民後見人の受任に向けた準備を進めております。

市民後見人養成の課題としては、受講者数、市民後見人の受講者数が少ない、また、養成研修の開催にあたり、説明会等を開催しても、「他人のお金を預かる・管理する」ことへの責任の重さから、受講者が集まりづらい、受講をしてくださっても市民後見人の登録には至らない方もいるという状況がございます。市民後見人や権利擁護に関心のある市民はいらっしゃるものの、研修の受講や市民後見人になることのハードルが高く、希望者が集まりづらいのではないかと認識しています。

その中で、新たに権利擁護サポーター養成講座の実施を予定しています。地域の中で権利擁護の視点を持って困りごとを抱えた人に関わり、必要に応じて支援機関や相談窓口につながることのできる担い手の育成を目的としています。市民後見人になることにハードルの高さを感じる方でも、気軽に受講が可能で、成年後見制度や権利擁護の視点について学んでいただくことができます。講座の内容は、後見制度の概要と市民後見人の役割、成年後見制度の法的枠組みと実務、後見人としての倫理と心構え、実際の事例を通じた対応方法の検討、地域資源の活用と関係機関との連携などを考えております。今年度は、試験的に２月から３月頃の実施を予定しており、来年度からは秋頃に市内数か所での実施をしていきたいと思っております。

権利擁護サポーター養成講座を受講して、市民後見人としての活動に興味を持たれた方は、市民後見人養成講座の受講をしていただくことができます。市民後見人養成講座についても講座内容のリニューアルを検討していますが、そちらについては内容が具体化してきた段階で改めてご報告させていただければと思います。以上で権利擁護連携支援センターからの報告を終わります。

（佐久間会長）

ありがとうございました。今の説明に対し、ご意見等ございましたらお願いします。

（内田副会長）

市民後見人の養成というのは、これからの後見制度を維持していくのに大事なものかなと思っているのですが、先ほどご報告いただいた市民後見人の方が後見人になっていて、相続人がいらっしゃらないと、流れ的には相続財産清算人を申し立てなければいけないと。その申立費用は申立人が負担することになり、後見人をやっていた市民後見人の方が申立人になって、申立せざるをえないと。

予納金や申し立てに関する費用とか、そういったものを市民後見人が負担しなければい

けないというのは、大変なのかなと思います。うちの場合は法人後見なので、申立費用は法人がカバーするという形になるのですが。市民後見人は個人で負担するので、かわいそうだなと思いました。

（佐久間会長）

ありがとうございます。今まで市民後見人の場合は、被後見人が生きてらっしゃる間の喫緊の課題だけではなくて、終わった後のことまでは、あんまり考えられていないかなと。現状として、特に問題のない方が市民後見人の担当になって、亡くなった後にちゃんと引き継げるかどうかという点は重視していなかった気がします。逆に、そこを重視し過ぎてしまうと、市民後見人が引き受けられるケースは大幅に減ってしまう可能性もあるので、それも悩ましいと。

他にありますか。

（岩下委員）

市民後見人の方の負担が大きくなっている中で、大変申し訳なく思ったのですが、高齢者の分野であれば、将来の展望的なものとして、私たち医療機関ですと、行き先として、例えば施設入所や在宅などに絞られると思います。一方で、若年層、いわゆるメンタルヘルスの課題がある方に対して、市民後見人についていただいた場合だと、病状が揺れ動いて回復されたり、医療面で退院を目指せるケースも出てきます。病状や状況が動かないだろうということで市民後見人の方がついたケースだと、やはり動揺される市民後見人の方もいらっしゃるだろうなと思っています。

高齢の方や重度の方とかを見ていただいているつもりではありますけれども、これから後見を利用される方が増えていく時代だと思うので、もう少しそういうところの精査ができていけると精神科病院の立場ではいいかなと思います。

もう1つは、市民後見人の養成のついての内容になります。後見業務に、医療同意が外れているのは重々わかっていますが、精神科医療における精神保健福祉法の中に、医療保護入院というものがあります。

本人に治療意思がなくても、医師が入院治療を必要だと判断した場合に、本人の自発性なく入院させられるというものになります。そういったときに家族等がない場合、もしくはいたとしても、後見人がいた場合は、後見人がその同意者になることが可能になるという法律があります。先ほどの話ではありませんが、1回退院して施設に入所したけれども、また入院が必要となった時に、精神科病院の場合だとその同意を後見人から取らなきゃいけない場合がやっぱり生まれてきたりします。養成研修は来年度以降またやられるという話があったので、少し細かい部分かもしれませんが、後見人がやる業務の中に、少し精神保健福祉法という法律の部分も加えていただけるとありがたいと思います。

(佐久間会長)

ありがとうございます。

市民後見人の案件はやはりよく検討しなきゃいけないかなと思います。こういった負担もありますし、状況が変化するわけですので、対応できるかを考えなければいけないことも結構あるのかなと感じました。

他に何かありますか。

(白濱委員)

前の協議会で資料や説明があったかもしれませんが、市民後見人の方の年齢や男女比率などを教えていただきたいのですが。

(山口副センター長)

男女比率でいいますと、1期生の時は10名のうち1名(訂正:2名)、女性が受講されました。その方(1名)は途中で辞めたため、修了はしていないのですが、2期生の時には当初6名の受講生に対して、3人が女性でした。ただ、実際に修了されたのは男性3名となっております。

年齢層は今、資料が手元にありませんが、1期生からは60代の方の卒業生が2名、他は70代後半の方が市民後見人となりました。2期生については、後見支援として2名が活動しており、2人とも60代(訂正:60代1名、70代1名)です。

(白濱委員)

ありがとうございます。ケアマネジャーの平均年齢は54歳。ヘルパーも確か50歳くらいだと思います。また、男女比率でいうと圧倒的に女性が多いので、男女比率どれぐらいなのか、気になって質問したところです。やはり、若手をどれだけ取り込んでいけるかも重要かと思います。

他の行政がやっている協議体などにも関係してくると思いますが、地域活動や介護予防サロン、地域のサークル、ボランティアサークルなども高齢化が始まっていて、若い人や新しい人たちが入ってきてくれないので、いつか終わってしまうのだろうねっていう話もよく耳にします。

若手にどのようにつなげていくかっていうことは、権利擁護以外も含めて、行政がやっている他の支援のところの若手導入の部分の方も参考にしていきながら取り組んでいかないと、なかなか難しいのかなというのを感じました。

(佐久間会長)

ありがとうございます。

さっき聞いて初めて、気づいたのですが、そうすると八千代市の市民後見人には女性の方はいないということですね。

(山口副センター長)

はい。おりません。後見支援員としては、活動していただいています。

(佐久間会長)

若手というのは、現実的には後見人の活動や時間を考えると、なかなか難しいのが現状かと思われます。やはり60代など、1度仕事をリタイアされた方がボランティア的にやる方が多いですし、そういった方でないと、なかなか時間がないかなと。自分の生活もあるので、市民後見人が儲かるものでもないですし、悩ましいかなと。

そういう意味ではいわゆる精神障害や知的障害の若年の方を担当することは年齢的にシビアになってきてしまうかもしれないですね。交代というのものもあるのかもしれないですし、いろいろ悩ましい問題ですね。

(高橋委員)

リーガルサポートの高橋と申します。船橋市の方で成年後見と任意後見の説明を70分ぐらいで、講師としてやっています。

船橋市だと、受講生はむしろ女性の方が多い感じで、男性が少数派です。年齢も概ね40代、50代から高齢の方まで、まちまちなので、地域性などもあるのかなと今、お話しを聞いていて、そのような印象を持ちました。

(品川主査)

私どもの市で、この受講生がなかなか集まりにくい現状があり、他の自治体も確認している中で、1つの要因として挙げられるのは、八千代市の市民後見人の養成の形態が、1人で後見業務をやっていただき、社協としては引き継いだ後は監督人になるというスタイルをとっています。そのため、市民後見人の方に少し専門性を求めてしまっているのが、1期生と2期生の養成型態になっております。

他の市町村であれば一番多いのが千葉市になりますが、複数後見という形で社協と市民後見人が横並びという形でやっています。八千代市であったり、木更津市や柏市ですと、市民後見人は単独で1人で一応やってくださいという形になっています。私どもも、募集するときから、市民後見人として単独でやってくれる方が受講の対象という形にしております。

他の市町村に聞くともっと緩やかな形で募集していて、今回、当市でもやろうとしてサポーターではありませんが、関心ある人たちが気軽に受けられるようにしています。

当市では門戸を広げておらず、少し狭めた形で募集をして、スペシャリストみたいなしっかりした方を育てていこうという形でやっていたというところもあり、今、そこに課題感もあるため、そこを少し展開していければと考えております。

逆にいいますと、受講生は少ないけれども、受任はしっかりされているのが八千代市の現状となっております。他の市町村では、養成はしたけれども選任までは至っていないという状況もあります。そういう部分も含め、今後、門戸を広げて試行錯誤の中すすめていければというのが、今回のご提案となります。

(佐久間会長)

ありがとうございました。いろいろ試行錯誤して、考えていってください。それでは本日の協議事項は以上となります。事務局から事務連絡はございますか。

(品川主査)

本日は貴重なご意見ありがとうございました。申し訳ありませんが、最後に事務局から委員の皆様が把握していれば、ご協力をお願いしたい事項がございます。

7月に総務省が実施した成年後見に関する調査の回答をしたところ、数日前に、総務省関東管区行政評価局から市の取り組み状況についてヒアリングを実施したい旨の連絡がありました。まだ、詳細はわからないのですが、その中で、八千代市内在住の親族後見人をしていの方からのヒアリングも実施したい旨がございました。本市においては、まだ中核機関で親族後見人支援の部分まで手が回っていない状況であることから、もし、委員の皆様の中で、八千代市内在住の親族後見人の方を知っている方がおりましたら、この協議会終了後、事務局までお声がけいただくと助かります。

また、今年度も去年も行なった交流会、意見交換会のようなこともできればと思っておりますので、その際にはお声掛けさせていただければと思っております。

次回の協議会は2月または3月ごろを予定しております。委員の皆様には、日程調整等でご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(佐久間会長)

これをもちまして、令和7年度第1回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。